

令和 8 年度

設計書（公示用）

業務名 河川水質汚濁等事故処理業務

令和 8 年 1 月単価適用

札幌市下水道河川局事業推進部

業務名 河川水質汚濁等事故処理業務

業 務 説 明

1. 業務の概要

本市管理河川において発生した水質汚濁事故、及び暗渠河川に関する緊急調査等について、即時に行うものである。

2. 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 までとする。

3. 業務仕様書等

- 1) 別添のとおり
- 2) その他業務に必要な要綱・基準等

河川水質汚濁等事故処理業務 仕様書

1. 業務名

河川水質汚濁等事故処理業務

2. 業務場所

市内一円

3. 業務の目的

本業務は、河川において油等の水質汚濁及び流水に関する緊急対応があった場合、下流への流出等を防止し処理すること、及び暗渠河川に関する緊急調査等の必要があった場合、速やかに対応することを目的としている。

4. 履行の期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

5. 業務内容

- 1 河川において、水質汚濁事故及び流水に関する緊急対応が発生した場合、業務担当員の指示に従い、昼夜を問わず速やかに現地へ出動する。
- 2 現地到着後は業務担当員の指示に従い、オイルフェンス・オイルマット等を設置し、下流への流出防止及び原因物質の除去を行うものとする。
- 3 事故発生後については業務担当員の指示に従い、巡回・調査及びオイルマット等の交換を適宜行うものとする。
- 4 処理完了については完了確認した業務担当員の指示に従い、オイルフェンス・オイルマット等を撤去し、周囲の清掃等を行い作業完了とする。
- 5 作業後は、速やかに作業日報(様式1-1)及び作業状況写真(様式1-2)を提出する。
- 6 作業によって発生した廃棄物については、関係法規等を遵守し、適正に処分する。
- 7 暗渠河川に関する緊急調査等の必要があった場合、業務担当員の指示に従い、速やかに調査を実施する。

6. その他

(1) 提出書類

次の各項目に示す書類を業務担当員に提出すること。
なお、提出する書類の日付は全て和暦で記載すること。

1 契約後の提出書類

次の項目に示す書類(割印付又は袋とじ)を着手時に提出し、業務担当員の承認を得ること。なお、内容に変更のあった場合には直ちに変更内容を記載した書類を提出し、業務担当員の承認を得ること。

業務責任者等指定通知書

同上経歴書

同上雇用関係を確認できる書類【雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し等】

業務管理体制表(緊急連絡体制表含む)

使用機械等のリスト

2 作業実施月の提出書類

次の項目に示す書類を翌月1日(当該日が閉庁日にあたる場合は、その直後の閉庁日でない日)に業務担当員に提出すること(提出日を記載すること)。

また、委託料は作業実施月ごとに支払うものとし、作業実施月の業務完了後に検査を実施し、合格した場合、受託者は請求書を委託者に提出し、委託料を請求することが出来る。

(1) 作業日報(様式1-1 ※提出済の場合は不要)

(2) 作業月報(様式2)

- (3) マニフェスト(A, B2, C, D, E票)
- (4) 作業状況写真(様式1-2 ※提出済の場合は不要)

なお、写真撮影に当たっては次の項目に留意すること。

黒板の使用

写真撮影に当たっては、業務名、場所(住所)、河川名、撮影年月日、作業内容等が確認できる黒板を被写体とともに写しこむこと。

撮影項目

現地到着時の状況、追跡調査等の作業状況、オイルマット等の設置状況(交換時は、交換前の油等吸着状況、吸着済みオイルマットの撤去後も追加し計3枚1セット)、吸着済オイルマットの処分(運搬)写真、その他業務担当員が必要と判断した写真

- (5) 完了届

3月分については3月31日付とし、3月31日に提出すること。

- (6) 完了・請求内訳書(様式3)

- (7) チューブファイル 1冊(A4-S、幅60~100mm)

4月分提出時に用意すること。

(5月分以降は本ファイルにインデックス等を用いて重ねて綴じることとする。)

3 その他の提出書類

受託者は、前項ア～イに示す書類・報告書の他、委託者より書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

仕様書に基づかない場合

本特記仕様書に記載されていない事項については、札幌市河川維持作業業務仕様書によること。または業務担当員と協議すること。

委託者の連絡先

札幌市 下水道河川局 事業推進部 河川管理課

住所：札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

電話番号：011-818-3415

作業日報

令和 年 月 日	河川名	〇〇川	時間	〇:〇〇~〇:〇〇
----------	-----	-----	----	-----------

位置図

業務内容

人員等

写真1

写真の説明
状況等

写真2

写真の説明
状況等

写真3

写真の説明
状況等

河川水質汚濁等事故処理業務 [月分] 完了・請求内訳書						
工 種	実 施 内 訳				単価番号	備 考
	数 量	単 位	単 価	金 額		
河川汚濁資材設置・撤去（昼間）		1回当たり	円		円	1 オイルフェンス設置、撤去、清掃、資材支給
河川汚濁資材設置・撤去（夜間）		1回当たり	円		円	2 オイルフェンス設置、撤去、清掃、資材支給
河川汚濁資材設置・撤去（昼間）		100枚当たり	円		円	3 材料費（マット状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（夜間）		100枚当たり	円		円	4 材料費（マット状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（昼間）		100枚当たり	円		円	5 材料費（カーボンファイバーマット状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（夜間）		100枚当たり	円		円	6 材料費（カーボンファイバーマット状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（昼間）		100枚当たり	円		円	7 材料費（万国旗状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（夜間）		100枚当たり	円		円	8 材料費（万国旗状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（昼間）		10本当たり	円		円	9 材料費（フェープ状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（夜間）		10本当たり	円		円	10 材料費（フェープ状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（昼間）		100m当たり	円		円	11 材料費（モップ状）含む
河川汚濁資材設置・撤去（夜間）		100m当たり	円		円	12 材料費（モップ状）含む
河川汚濁調査（昼間）		1回当たり	円		円	13 河川汚濁の調査
河川汚濁調査（夜間）		1回当たり	円		円	14 河川汚濁の調査
河川汚濁巡回（昼間）		1回当たり	円		円	15 河川汚濁箇所巡回、1回半日程度
処理費（吸着剤（マット））		1t当たり	円		円	16 循環資源利用促進税相当額含む
処理費（泥土）		1 t 当たり	円		円	17 循環資源利用促進税相当額含む
処理費（油水）		1 t 当たり	円		円	18 循環資源利用促進税相当額含む
普通トラック運転費		1時間当たり	円		円	19 4～4.5 t 積み、昼間
普通トラック運転費		1時間当たり	円		円	20 4～4.5 t 積み、夜間
普通トラック運転費		1時間当たり	円		円	21 2 t 積み、昼間
普通トラック運転費		1時間当たり	円		円	22 2 t 積み、夜間
潜行目視調査		1日当たり	円		円	23 日作業量500m/日（標準）
TVカメラ調査		1日当たり	円		円	24 TVカメラ搭載車（本管用） 日作業量280m/日（標準）
管きよ内洗浄工（TVカメラ調査前）		1日当たり	円		円	25 日作業量700m/日、揚泥車なし
交通誘導警備員A		1人当たり	円		円	26 昼間
交通誘導警備員A		1人当たり	円		円	27 夜間
交通誘導警備員B		1人当たり	円		円	28 昼間
交通誘導警備員B		1人当たり	円		円	29 夜間
河川浚渫		1日当たり	円		円	30 8tバキューム車、標準作業量12m3/日
土砂運搬（河川浚渫土）		1回当たり	円		円	31 強力吸引車8t、積載量5.3m3/回
護岸清掃		100m2当たり	円		円	32 高压洗浄
小 計					円	
消 費 税（10%）					円	
合 計					円	

注1) 支払いは1ヵ月単位とし、業務を実施した月について、各工種ごとに業務時間を集計し、各契約単価を乗じた額の合計に消費税及び地方消費税相当額(10%)を乗じることとする。
 なお、1ヵ月の合計作業時間に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切捨て30分以上は1時間とする。
 注2) 作業時間の昼間とは午前6時から午後8時とし、夜間とは午後8時から午前6時とする。
 注3) 各工種の1ヵ月の合計数量に契約単価を乗じて生じた1円未満の端数は切捨てる。
 ※ この様式は、必要に応じて適宜変更可能なものとする。